

令和8年(2026年)6月5日

二重登録に関する事例と注意喚起

昨年、登録している二団体が同一の団体であると疑われる事案がありました。調査の結果、団体代表者の同一性、連絡先・活動拠点の同一性、会員名簿・イベント運営の同一性(実態)など複数の要素を総合的に勘案し、当該の二団体を実質「同一団体」と判断しました。

市は、上記見解を両団体に示し、一団体が二重に登録している事態を解消するように要請しました。両団体からは、この登録について意図的に行ったものではないという説明と統合する意向を示され、一団体として再登録を行いました。

市の施設は市民が公平かつ平等に利用できるよう、一団体の二重登録を禁止しております。本件のように、形式的に別の団体であっても、実質的に同一の団体である場合は、二重登録となります。

今回の事例に鑑み、改めて皆様の団体の登録及び運営などについて再度ご確認いただき、実質的に同一の団体である場合には、早急に対応をお願いいたします。

なお、市もしくは指定管理者にて「二重登録」と思われる団体については、調査を行うこともございますのでご承知置きください

ご利用者の皆様に公平かつ平等に本市スポーツ施設に楽しんでいただくためにもご協力の程よろしくをお願いいたします。

鎌倉市 文化観光部 スポーツ課
(指定管理者) かまくらスポーツファミリー共同体